

広島市地域公共交通会議設置要綱（案）

（目的）

第1条 広島市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（構成）

第3条 交通会議は、別表に掲げる団体又は機関を代表する委員をもって構成する。

2 前項に掲げる者のか、交通会議に次に掲げる者を委員として加えることができる。

- (1) その地域を管轄する交通管理者
- (2) その他の交通会議の運営上必要と認められる者

（会長）

第4条 交通会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長の任期は2年とし、再任を妨げない。
3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（監事）

第5条 監事は、会長の指名する委員がこれに当たる。

2 監事は、交通会議の会計監査を行う。
3 監事は、会計監査の結果を交通会議において報告しなければならない。

（議事）

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 交通会議の議事は、原則、出席委員の全員の賛成をもって決することとする。ただし、全員の賛成が困難と会長が認めた場合は、この限りでない。
4 交通会議には、必要に応じて、委員以外の関係者の出席を求め、意見を述べさせ、

又は必要な資料の提出を求めることができる。

(書面審議)

第7条 会長は議案が次に掲げるものである場合には、書面審議により、議事を決することができる。

- (1) 緊急を要するもの
- (2) 会計その他交通会議の運営に関するもの
- (3) その他会長が軽易であると判断したもの

3 前項に規定する方法により交通会議を開催する場合は、委員の過半数からの回答がなければ、議事は成立しない。

2 前条第3項の規定は、本条第1項の規定について準用する。

(会議の公開)

第8条 交通会議は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分に配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第9条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、広島市道路交通局都市交通部に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 交通会議の運営に要する経費は、広島市からの負担金をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならぬ。

3 前各項が定めるもののほか、交通会議の予算の編成その他財務に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるほか、交通会議の運営に関する必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は平成22年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年10月25日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	団体・機関
学識経験者	公共交通に精通した大学教授等
一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	バス事業者 (社)広島県バス協会(事業者と兼任も可) タクシー事業者 (社)広島県タクシー協会(事業者と兼任も可)
住民又は利用者の代表	(財)広島市老人クラブ連合会 (社)広島消費者協会
運輸局	国土交通省中国運輸局広島運輸支局
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	私鉄中国地方労働組合
道路管理者	広島市 (道路交通局)
地域公共交通会議を主宰する市	広島市 (道路交通局)

※その他、市長が必要と認めるときは、交通会議に次に掲げる者を委員として加えることができる。

その地域を管轄する交通管理者
その他の交通会議の運営上必要と認められる者